



RI 会長テーマ

2016~2017 年度
大船渡西ロータリークラブ会報

七福人

会 長 藤原 太伸
副会長 前野 良夫
幹 事 浜田 浩誠



会長指針

チーム大船渡西で

ロータリーを楽しもう

．．． 例 会 記 録 ．．．

10月第3週例会 2016年10月20日(木)

ソング : それこそロータリー ボックス : 47,000円 (報告者 千田喜一郎会員)

お客様紹介 : 水沢東 RC 伊藤大亜パストガバナー 会長 安藤早苗様 国際奉仕委員長梅原完治様

コナ マウカ RC アンヌ塩野谷様 オペラ歌手 カウイラニ・トレイナー様

本日出席率 : 56.90% 前回修正後86.20% (メキップ9名) (報告者 新沼敏宏会員)

★ 会長の時間 藤原太伸会長



会長の時間を務めさせていただきます。

先週の例会では、多数の会員の皆様の出席を賜り、ガバナー公式訪問・懇親会(B方式)を、無事終える事が出来感謝申し上げます。有難うございました。ガバナー濱守豊秋様には、会長幹事会にて、クラブ活動に対するの適切なご意見・アドバイス頂き、今後のクラブ活動に対しいろいろ勉強になりました事に感謝申し上げます。今回ガバナーとして考え思っていることは、東日本大震災により、日本全国そして海外から多くの支援を頂いたことに感銘を受け「復興支援に感謝して」との思いと、その恩返しとして今日、ガバナーとして、東日本大震災での第2520地区における被災の状況と復興の歩みを今一度振り返り、その中から、将来日本各地で予想される様々な災害が起きた際に、ロータリアンとしてどのような活動が出来るかを皆様と共に考えたい。と仰っており、それから地区運営方針の、1、会員増強と会員の維持に取り組みについて 2、財団への寄付金0クラブをなくしましょう について、お話を頂きました。そして 「ロータリーボイスで行動を」(賢明さ・思いやり・粘り強さ・行動を促す力)を実践すればより、活発なクラブ活動、会員増強が出来ますので、是非実践してくださいとの話を頂き、これからの活動に対しロータリーボイスで行動を実践していきたいと考えております。

話は変わりますが、震災によって我が大船渡西 RC 七福神芸能保存部が休部になっておりましたが、今回ガバナー公式訪問に合わせて、大船渡西 RC 七福神芸能保存部を復活することが出来ました事に対し、関係各位、出演者様に対し本当に感謝申し上げます。有難うございました。今日は10月20日であります。地区大会迄残すところあと1ヵ月となりました。地区大会に向けてこれから色々準備・役割分担等会議・会合等多くなってきますが、会員皆様のご協力がなければ、地区大会を成功させることが出来ません、まだ時間がありますので11月18日・19日・20日・21日と4日間は何とか仕事の団取りをつけて頂き多くの会員のご協力を切に切にお願いし、会長の時間とさせていただきます。

◆◆◆ 幹事報告 ◆◆◆

1 MOA 美術館気仙地区児童作品展実行委員会より 作品展開催のお礼状が届いています。

2 ガバナー事務所より

2017年3月予定のオクラホマチームの随行員に志田宏美会員をお願いしたいとの文書が届いています。

★ 紀室綾子青少年奉仕委員長

来週の例会は 東高校文化祭見学会となっております。多くの皆様の出席お願い致します。
また、その際のチャレンジショップへの品物提供 25 日まで受け付けておりますのでご協力も宜しくお願い致します。

★ 田邊茂昭社会奉仕委員長

10月6日の「4つのテスト碑」清掃ご協力ありがとうございました。
本日は例会終了後、「育みの像」清掃となっております。担当は6班ですが、今年最後の清掃となりますので皆様のご協力お願い致します。

◆◆◆ 本日のプログラム ◆◆◆
米山アワー : 阿部英氣米山委員長



私の現在の立場は、大船渡西ロータリークラブでは米山奨学会担当と濱守ガバナーのもとでの米山記念奨学会の 2520 地区の幹事をしており米山に縁のある年度になりました。10月は米山月間で何かしらの情報提供をすることになっているのですが、その中に例会に於いて米山奨学生による卓話を企画し自分たちの寄付金はこの学生に、そして全国の奨学生に使われていると時間して頂くのに効果的な方法と推奨されています。そこで、奨学生とお世話している県内のカウンセラーをお願いしましたが都合がつかないと事でした。

そこで今日配布しました米山豆辞典を利用し、又 9月 25 日に仙台の江陽グランドホテルでの米山研修会に藤原会長と出席し勉強して参りましたのでそれを入れて 25 分ほど時間を埋めるつもりでした。送思っていたところへ水沢東 RC からハワイの歌声を届けたいとの申し入れ、そして同行して来る伊藤大亜 PG は今から 15 年前の 2001 年の私の会長時代のガバナーとしてご指導を受けた方なので私の時間を 10 分にして協力したいと思います。

豆辞典 p5~p6

ロータリー米山記念奨学事業とは

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会(以下、米山奨学会)は、日本のロータリーが協同して運営する奨学財団です。米山奨学会では、日本で学ぶ外国人留学生に奨学金を支給し、支援する国際奨学事業を行っています。

事業の使命
将来、日本と世界とを結び「懸け橋」となって国際社会で活躍し、ロータリー運動の良き理解者となる人材を育成することです。これは、ロータリーの目指す「平和と国際理解の推進」そのものです。

なぜ、外国人留学生支援なのか?
日本のロータリーの創始者、故・米山梅吉翁の偉業を記念し、後世に残るような有益な事業を立ち上げたい。1952年、東京ロータリークラブが発表したのは、海外から優秀な学生を日本に招き、勉学を支援する奨学事業、「米山基金」の構想でした。そこには、二度と戦争の悲劇を繰り返さないために、国際親善と世界平和に寄与したい、という、当時のロータリアンたちの強い願いがあったのです。

「将来の日本の生きる道は平和しかない、その平和日本を世界に理解させるためには、アジアの国々から一人でも多くの留学生を日本に迎え入れて、平和日本を感じてもらわなければならない。それこそ、日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業ではないだろうか」
(ロータリー米山記念奨学会会より)

日本のロータリー全地区の合同プロジェクト
東京ロータリークラブの単独事業として始まったこの事業は、わずか5年で日本全国の共同事業へと発展。1967年には文部省(当時)を主催官庁とする(財)ロータリー米山記念奨学会が設立されました。歴史的にも世界に類を見ない日本のロータリー独自の多地区合同活動となっています。

それは、平和への「人づくり」。

p9~p10

寄付について (2015年7月1日~2016年6月30日)

クラブから定期的に送金いただく「普通寄付金」と、個人・法人・クラブから任意でいただく「特別寄付金」があります。米山奨学事業は皆さまのご寄付だけで成り立っています。継続的なご支援をお願いします。

普通寄付金	特別寄付金
日本の全ロータリアンからの定期寄付で、各クラブで決定した金額×会員数分を半期に一度ご送金いただいています。 2015年度平均:4,760円	個人・法人・クラブからの、普通寄付金以外の任意寄付。金額に決まりはなく、ロータリアン以外の方からも受けられます。 2015年度平均:13,019円

寄付をするには 所属するクラブを通じてご送金ください。
三井住友銀行 京橋支店 普通預金 0920373
口座名義:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会
詳しくはホームページをご覧ください。

ロータリアン以外の方からのご寄付
ロータリークラブを通してご寄付いただくと、クラブの累計額に加算されます。家族にロータリアンがいる場合、その会員名義で寄付することも可能です。奨学事業に熱心のある方が周囲にいらしたら、ご案内下さいますようお願いいたします。

なぜ普通寄付金が必要なのですか?
当事業は、毎年いただく寄付金だけで成り立っています。特別寄付金は任意寄付なので、毎年700人以上の奨学生を支援する安定財源として普通寄付金が必要です。また、1967年に財団法人の認可を申請した際、普通寄付金による一定収入が見込めると文部省(当時)を説得し、国内全クラブから普通寄付の規約をもらうことを条件に設立許可を得た経緯があるためです。

寄付に対する表彰制度 (※2007年7月現在)

累計額	表彰名	表彰品
3万円	準米山功労者	なし
10万円	第1回米山功労者	感謝状(青色)
20万~50万円	(以降10万円毎に)	感謝状(銀色)
60万~90万円	第2回~第9回 米山功労者マルチプル	感謝状(銀色)
100万~390万円	第10回~ 米山功労者メジャーオーダー	感謝状(金色) +100万円毎にピンバッジ
400万円~		感謝状(金色) +100万円毎にクリスタル盾

●累計額100万円未満は10万円ごとに感謝状、100万円以降は10万円ごとの感謝状に加え、100万円ごとにピンバッジ(400万円以上はクリスタルの盾)が贈られます。

法人寄付への表彰 (対象:特別寄付金)

累計額	表彰名	表彰品
5万円	準米山功労法人	なし
50万円	米山功労法人	感謝状
100万円~	(以降100万円毎に) 米山特別功労法人	感謝状と盾

クラブへの表彰

累計額	表彰名	表彰品
100万円毎	米山功労クラブ	感謝状
1000万円毎	達成クラブ	感謝状(ケース付)
-	クラブ創立記念特別寄付 盾(100万円以上の場合)	

●「米山功労クラブ」はクラブ強い個人・法人すべての特別寄付金が対象
●「達成クラブ」は普通寄付金・特別寄付金の合計額が対象
●表彰品が不要な場合は、クラブ事務局へお申し出ください

税制上の優遇措置について

米山記念奨学会への寄付金には税制上の優遇措置が受けられます。

ロータリー米山記念奨学会は内閣府より「公益財団法人」の認定を受けているため、当会への寄付金には、①所得税(個人)、②法人税(法人)の税制優遇が受けられます。また、③相続税も非課税となります。

▶寄付金の「税額控除」適用法人です
2012年1月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。
▶普通寄付金分も申告用領収証を発行できます
クラブ事務局から会員氏名等のデータ提供が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

① 個人が特別寄付をした場合 (AorBで選択)

A.税額控除 ~所得税額から直接差し引かれます~

寄付総額-2千円 <small>上限は年間所得の40%</small>	× 40%	= 控除額 <small>上限は所得税額の25%</small>
--	-------	-------------------------------------

B.所得控除 ~課税前の所得から差し引かれます~

寄付総額-2千円 <small>上限は年間所得の40%</small>	×	所得税率 ^{※1} <small>課税所得額によって異なる</small>	= 控除額
--	---	---	-------

年間の課税所得総額750万円の方が10万円を寄付した場合

A.税額控除の場合	98,000円×40%=	39,200円
B.所得控除の場合	98,000円×23%=	22,540円

※2千円以下の寄付は対象外です。
※寄付金控除を受けるためには確定申告が必要です。
※他の控除額により変動します。計算例は参考にとどめてください。

② 法人として特別寄付をした場合
一般の寄付金損金算入限度額とは別枠で損金算入できません。これにより、法人税額が軽減されず。税制改正により計算式が変わり、損金算入限度額が拡大しました。(平成24年4月1日以降開始の事業年度から適用)限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくは各法人の経理担当部門にご確認ください。

③ 遺言による特別寄付
生前に遺言書を作り、所定の手続きで当会へ遺産を寄付するご意思を示された場合、遺贈した財産は相続財産から控除され、相続税額が軽減されます。相続人が相続によって取得した財産を期限内(10ヶ月以内)に当会に寄付した場合も、寄付した財産に相続税が課税されません。

▶申告用領収証の発送
1年間(1~12月)に特別寄付をしていただいたすべての方に、翌年の1月末日まで(確定申告に間に合うよう)に、申告用の領収証と税額控除に係る証明書(写)を各ロータリークラブを通じてお届けします。法人の場合は、寄付いただいた都度、申告用の書類をお送りしています。

Q 申告用領収証を紛失してしまいました。

A ご連絡をいただければ再発行いたします。その際、領収証に「再発行」と記されます。

Q 控除の手続きはどうすればよいのですか?(個人)

A 所轄税務署へ確定申告を行ってください。通常の確定申告時期は、毎年2月16日~3月15日です。確定申告書提出の際に、特定公益増進法人の証明書

財政寄付

ハワイ在住 コナマウカ RC アンヌ塩野谷様とカウイラニ様 (オペラ歌手) による演奏



伊藤パストガバナーからも
ご挨拶を頂きました。



赤塩を頭上に載せてから
なめると言うお払いの儀式を
全会員にして頂きました



昨年当地を訪れた際に感じて作った歌をご披露
♪もみじが色付き少しずつ寒くなると 亡くなられた方々を思い出す
また 波が砕けた時も 亡くなられた方々の声が聞こえる様です
私は本当に悲しく思います



でも 心だけは亡くなられた方に寄り添いたいと思います。いつまでも忘れずに・・・♪



最後は全員で「花は咲く」を合唱

